

第1回 京都市国際交流会館指定管理者選定委員会摘録

日時 令和4年6月16日（木） 午前10時～午前11時58分

場所 京都市役所 本庁舎1階 第3会議室

出席者 委員 赤星 周平 公益社団法人京都市観光協会ゼネラルマネージャー
公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー事務局次長
崎 ミチアン 同志社女子大学表象文化学部英語英文学科准教授
学校法人京都インターナショナルスクール理事長
南部 啓子 南部啓子税理士事務所長
新川 達郎 同志社大学名誉教授
京都市環境保全活動センター館長
高橋 俊和 市民公募委員
事務局 西松 卓哉 国際交流・共生推進室長
大久保 将史 国際交流・共生推進室共生推進担当課長
北川 涼太 国際交流・共生推進室共生推進係長
竹原 健二 国際交流・共生推進室担当

事務局	<p><開会> (開会あいさつ)</p> <p><各委員紹介> ここで、本日付けで委員に御就任いただきます皆様を御紹介いたします。 (各委員の氏名・肩書等を紹介)</p> <p><京都市紹介> 次に、本日事務局を担う本市の職員を紹介いたします。 (事務局職員を紹介)</p> <p>それでは、はじめに本委員会の設置及び運営につきまして、事務局から説明させていただきます。</p> <p><選定委員会の設置及び運営について資料2を基に説明></p> <p>ここまで委員会の設置及び運営につきまして説明させていただきました。ただ今の説明につきまして、御質問・御意見がございましたらお願いします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
-----	--

<p>新川委員長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p><委員長及び副委員長の選任について> (京都市国際交流会館指定管理者選定委員会設置要綱第5条第2項に基づき、委員長に新川委員、副委員長に南部委員を選任)</p> <p>委員長に御選任いただき、誠に光栄に存じます。国際交流会館の指定管理者選定については、私自身、これまで3度経験をさせていただいておりますが、この間、国際交流を取り巻く環境は大きく変化しており、会館の運営についても様々な工夫がなされているところです。</p> <p>指定管理者の選定に当たり、これまでも一定の議論はしてきたと思っておりますが、一方では、コロナ禍やウクライナでの戦争など、世界的に大変な時代に入ってきている中で、改めて国際交流のあり方、会館のあり方を考えていく必要があると考えております。</p> <p>国際交流会館の指定管理者の選定を通じて、今後実現されていくべき京都市あるいは市民にとっての国際交流という大きな公益目的が達成できるような議論を皆様と一緒に進めてまいりたいと考えています。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>南部副委員長</p>	<p>新川委員長が仰ったように、ウクライナから避難される方々がいらっしゃる中で、国際交流会館が最初の相談窓口になっており、改めて国際交流会館が京都の国際交流を支える大切な施設であると感じるところであり、何かお役に立てればと考えております。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、ここから議事の進行を新川委員長をお願いいたします。</p> <p>新川委員長よろしく願います。</p>
<p>新川委員長</p>	<p>それでは、最初に「指定管理者制度」について、事務局から説明させていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p><指定管理者制度について説明></p>
<p>新川委員長</p>	<p>ありがとうございます。指定管理者制度について御説明いただきました。国際交流会館をはじめ、市民の皆様幅広くお使いいただく施設を「公の施設」と呼んでおります。このような施設は、これまでは直営で市が運営する形が基本でしたが、もっと民間のノウハウを活かして積極的に活用し</p>

	<p>ていくという趣旨でこのような制度ができました。</p> <p>また、指定管理者制度を導入する施設においては、法律上の使用許可の権限を指定管理者に付与することになり、非常に責任の重い業務ではありますが、施設の管理運営を指定管理者に委ね、市民の利益につながるよう効果的な運営を行っていただくというのが指定管理者制度の趣旨です。</p> <p>このような趣旨を御理解いただいたうえで、皆様には次期指定管理者の選定をお願いしたいと考えております。</p> <p>続いて、国際交流会館の施設概要について事務局から説明させていただきます。</p>
<p>事務局</p> <p>新川委員長</p>	<p><国際交流会館の施設概要について資料4を基に説明></p> <p>ありがとうございました。</p> <p>今までの件につきまして、御意見、御質問等ありますでしょうか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>続いて、「令和元年度～令和4年度の第4期指定管理期間における主な出来事」について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p> <p>新川委員長</p>	<p><令和元年度～令和4年度の第4期指定管理期間における主な出来事について資料5及び資料6を基に説明></p> <p>ありがとうございました。国際交流会館を取り巻く状況について御説明いただきました。新しい試みや、これまでの30周年の蓄積を生かした試みなど、時代や社会の変化に対応しながら、国際交流会館の管理運営を進めてこられました。</p> <p>一方で、京都市の財政事情も含めて、国際交流会館のあり方について検討されているとのことでした。この選定委員会の中で、どこまでそのあたりの議論を考慮するかという点については、意見があるかと思いますが、このようなことも念頭に置きながら、進めてまいりたいと考えております。</p> <p>それでは、続きまして、次期指定管理者の募集方法について説明させていただきます。</p>
<p>事務局</p> <p>新川委員長</p>	<p><指定管理者の募集方法について説明></p> <p>では、事務局から説明がありましたとおり、「京都市の公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」第2条において、指定管理者について</p>

	<p>は、公募を行うことが原則とされているということですので、国際交流会館につきましても公募ということによろしいでしょうか。</p> <p>極めて特殊な事例にあっては、公募という手続きを採らない場合もありますが、国際交流会館については、広く市民の意向を踏まえ、考えていくべき重要な施設であり、公募が適切だろうということで提案がありました。</p>
赤星委員	過去4回の募集で、どれぐらいの事業者から応募があったのでしょうか。
事務局	過去4回の募集では、すべて現指定管理者である公益財団法人京都市国際交流協会1者のみの応募でした。
新川委員長	<p>これまでは残念ながら競争ではなく、応募者の適格性を審査させていただきました。</p> <p>募集方法については、公募ということによろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
新川委員長	それでは、募集要項(案)について事務局から御説明ください。
事務局	<募集要項(案)について資料7を基に説明>
新川委員長	では、事務局から御説明のありました募集要項(案)について、皆様の御意見、御質問などをお聞きしていきたいと思えます。
高橋委員	募集要項の公表・配布について、どのような形での実施を考えておられるのでしょうか。
事務局	<p>まずは、京都市のホームページに掲載いたします。</p> <p>その他、現在検討中ではありますが、京都市の関係団体等に依頼し、関連施設に資料を置いていただくなど、周知に努めてまいりたいと考えております。</p>
高橋委員	京都府国際センターへの配布等も考えておられますでしょうか。
事務局	今回の募集は、基本的に企業・団体を対象にしているため、京都府国際センターの利用者向けの周知というのは現状考えておりません。
高橋委員	事業内容について、京都市国際交流会館と京都府国際センターでは、か

	<p>なり似通った部分があるように思いますので、京都府国際センターなどにも幅広く広報することを検討されても良いかと思えます。</p>
南部副委員長	<p>「一元的相談窓口の設置・運営」について、「テレビ電話型通訳タブレット等での対応も可」と記載がありますが、リモートで相談するというところまではできていないのでしょうか。</p>
事務局	<p>現在の相談窓口では、来館された方については、通訳タブレットを使った対応も可能としている他、電話での相談も受け付けているので、遠隔での対応も可能となっている。</p>
事務局	<p>場合によっては、メールでも相談を受け付けております。</p>
南部副委員長	<p>Zoomなどでの相談はまだされていないのでしょうか。</p>
事務局	<p>現指定管理者はオンラインツールを活用した会議等も行っており、このようなツールを用いた相談受付も可能ではあるかと思えます。</p>
南部副委員長	<p>提出書類の中に決算書がありますが、決算書は公認会計士の確認を受けたものではないと思えますので、正当性を必ずしも担保するものではないと思えます。そのため、決算書に加えて、税務署に提出されている納税申告書を提出いただく方が、より正当性を担保できると思えます。</p>
崎委員	<p>指定管理者が変わった場合、国際交流会館の場所も移動する可能性があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>指定管理者が変わったからといって、施設の場所を移動するわけではありませんが、現在、行財政改革の中であらゆる可能性を検討しており、京都市の関連施設等を集約する方法や、機能を維持したままで別の場所に移転する方法など、様々なケースを今後検討していくことになっています。</p>
新川委員長	<p>今回の指定管理者選定については、現在の施設を前提として、選定作業を行っていただくことになるかと思えます。</p> <p>その結果として、現在の指定管理者や他の事業者からの応募があるかどうかはわかりませんが、現在の事業者から変わる可能性はございます。ただし、事業者が変わろうと、指定管理者が管理する施設そのものは現在の施設を前提にしております。</p> <p>ただ、京都市としては、現在の施設がかなり古くなってきていることもあり、その他の公共施設との関係、全体としての財政効率、市民サービス</p>

<p>高橋委員</p>	<p>の向上という観点から、新しい施設計画の下で他の施設と統合して建て替えられる、あるいは単独で新しい施設にされることなどを検討されていると伺っております。</p> <p>ただ、そのような場合であっても、指定管理者制度そのものはおそらく維持せざるを得ないと思います。</p> <p>指定管理者は、会館の維持管理に加えて、市民サービスに関わる国際交流のイベントなどの事業実施も行うという理解で良いでしょうか。</p>
<p>新川委員長</p>	<p>そのような御理解で結構かと思えます、</p> <p>募集要項にもありますとおり、京都市がこの施設を通じて実現させたいと思っておられる様々な国際交流に関するサービスや活動、そしてこの施設の維持管理、これらをまとめて行っていただくというのが指定管理者制度の趣旨です。</p> <p>そうすることで、より効果的に目的を実現することができ、経済性や効率性も発揮していただけるという期待があろうかと思えます。</p>
<p>事務局</p>	<p>少し説明がわかりづらい点があったかもしれませんが、お願いしたい内容としては、募集要項（案）6ページの「業務概要」というところで、（1）運營業務というのが、施設で行われるサービスや事業でして、8ページの（2）管理業務というのが、建物の管理に関わる部分になります。これらを含めてお願いしたいと考えております。</p>
<p>赤星委員</p>	<p>市民サービスを提供するという非常に公益性の高い事業と、貸館という利益を追求しなければいけない事業と、難しいかじ取りが必要になってくると思えます。</p> <p>民間企業が仮に採算を追求しすぎて、市民サービスが低下すると本末転倒ですし、かと言って採算が合わなければ、京都市からの委託料以外の収益を増やさなければいけないという難しい状況にあらうかと思えます。</p> <p>3ページの「指定管理者の応募資格」の部分で、グループ応募も想定される中、「（7）団体又はその代表者が次に掲げる税等を滞納していないこと。」として、京都市の市税や水道料金が掲げられておりますが、他の都道府県からの応募も受け付けるのであれば、この記載は応募の足かせになるのではないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>御指摘のとおり、京都市以外の企業等につきましても対象としておりますので、このあたりの記載方法を改めて検討させていただきます。</p> <p>京都市に拠点を置く団体の場合、審査の中で点数を少し加点する場合がありますが、京都市以外の団体も募集の対象としております。</p>

赤星委員	<p>同じく3ページのところで、月曜日が休館日となっておりますが、これは条例等で定められており、変えることができないのでしょうか。</p> <p>国際交流会館で過去に催事をされた主催者にヒアリングを行ったところ、風光明媚な場所、スタッフの丁寧な対応などで非常に皆さんの評価は高かったのですが、一点だけ「月曜日が休館日であること」に対する指摘がありました。会議というのは、月曜日に準備して火曜日に開催したり、日曜日に準備して月曜日から開催するケースが多いため、月曜日が休館日で完全に入れなくなると、そこが足かせになってしまいます。例えば、休館日に設営等が入ることができれば、通常の数倍の料金を払っても良いという主催者もいると思いますので、なかなか職員の方々の勤務体制などの問題もあるかと思いますが、そのあたりの柔軟な対応は可能なのでしょうか。</p>
事務局	<p>条例上は月曜日が休館日になっており、「指定管理者が必要と認める場合は、市長の承認を得て、これを変更することができる」という規定はありますが、今回の募集に当たっては、原則月曜日は休館日という形での募集とさせていただきたいと思います。</p> <p>ただ、赤星委員御指摘のとおり、そのような御要望があるということは事実かと思っておりますので、今後そのようなお声をいただく中で、条例改正も含めた検討の余地はあるかと思っております。</p>
高橋委員	<p>グループ応募について、会館の管理を担当する事業者と交流事業を担当する事業者とで応募されるケースも考えられると思いますが、グループの構成員に変更があった場合はどうなるのでしょうか。</p>
新川委員長	<p>基本的には、京都市と指定管理者の間で指定管理に係る協定書を締結されることとなります。グループで応募があった場合、その協定書には、グループの代表企業及び構成団体について、その役割分担も含めて明確に示されることとなります。</p> <p>構成員に変更がある場合には、協定書の変更を行う必要があり、施設の運営に係る重大な変更となる場合には、指定の取消を行う可能性もあるかと思っております。</p>
崎委員	<p>1者のみから応募があった場合、再度募集するのでしょうか。</p>
事務局	<p>その場合は、応募があった1者について、第2回の選定委員会において、御審査いただくこととなります。もし1者からも応募が無かった場合には、再度改めて募集する形となります。</p>

高橋委員	<p>去年の決算を見ると赤字ですが、コロナウイルスの影響も大きいかと思います。この場合、京都市から何らかの補填をされるのでしょうか。それとも、指定管理者が全ての負担を背負うことになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>指定管理者には、会議室等の貸館もお願いしており、借りられれば借りられるほど利用料金として指定管理者の収入が増えるのですが、反対に収入が少ない場合は、市からの補填はなく、指定管理者はリスクを背負うこととなります。</p> <p>ただし、この間コロナウイルスの影響により、京都市の都合により会館を閉館していたこともあり、その分については、京都市がそのリスクを負担しております。</p>
高橋委員	<p>コロナ前は、収支は黒字・赤字のどちらだったのでしょうか。</p>
事務局	<p>年度にはよりますが、黒字の年もあれば赤字の年もあるという状況です。</p>
高橋委員	<p>京都市から委託料を出さなくてもよいほど黒字が出るということはないのでしょうか。</p>
新川委員長	<p>そこまではないですね。一部では、指定管理者の事業収益が大きく、京都市からの委託料の支出がない施設もありますが、国際交流会館のように市民サービスの提供に重点を置き、無料で入れるような施設に関しては、京都市からの相当額の負担がなければ、立ち行かなくなってしまいます。</p>
高橋委員	<p>基本的には会館内での事業が前提になっているかと思いますが、会館外に職員が出向いてサービスを提供し、収入を得ることもできると思います。</p> <p>私が住む地域にも語学を学びたいという人はいますし、例えば、指定管理者の職員が外に出て、語学教室やイベントを行うということも考えられるのではないのでしょうか。</p>
新川委員長	<p>指定管理者として、施設の管理運営を行うことは行政との約束であり、そこはしっかりと行っていただく必要があります。それ以外の事業者としての収益事業や活動に関しては、大いに奨励されて然るべきだとは思いますが、ただし、指定管理業務以外の事業等に重点を置きすぎて、施設の管理運営が疎かになってはいけません。</p>
崎委員	<p>国際交流会館は広く、コストがかかるからと言って、事業者から他の場所での運営について提案されることは考えられるのでしょうか。</p>

事務局	今回の指定管理者の募集は、あくまで蹴上にある国際交流会館の管理運営を前提にしており、他の場所についての提案は想定しておりません。
高橋委員	選定手順について、第2回選定委員会の際にプレゼンテーションがあり、その日のうちに審査し、選定まで行うのでしょうか。
事務局	仰るとおり、その日に応募者について点数を付けていただき、選定委員会として指定候補者を選定いただく形となります。
新川委員長	具体的なプレゼンテーションの時間などについては、事務局から応募者や委員の皆様と御調整いただくことになるかと思いますが、よろしく願いいたします。
崎委員	募集に当たり、京都市から個別に企業等へお声かけされることはあるのでしょうか。
事務局	個別に企業等にお声かけすることは考えておりません。
新川委員長	指定管理者募集の周知方法について整理すると、事務局としては「ホームページでの掲載」及び「市の関係施設での案内」が基本となり、また経済団体や関係団体にも一定の御案内をされるということでした。
高橋委員	現在、2階のレストランが空いていますが、ここは募集の対象外でしょうか。
事務局	レストランスペースにつきましては、本市が今回の選定とは別で事業者を募集し、本市から目的外使用許可を出し、使用料をお支払いいただいたうえで、使用いただくこととなります。
事務局	現在、レストランスペースについては、事業者の募集を行っており、レストランに関わらず、他の用途も含めて御提案いただけるよう募集をしているところです。
崎委員	自分自身に関することで恐縮ですが、元々カナダの大学に通っていて、交換留学で京都に来ることになり、その時から国際交流会館をよく利用させていただいていた。 そして、現在京都市で働くことになるまで、他都市も含め様々な場所で働きましたが、京都市の国際交流会館のような施設はどこにも無かったです。

	<p>す。</p> <p>そこで、この施設の指定管理者の選定に当たっては、豊富な資金があれば良いということではなく、しっかりとしたノウハウがないと会館の運営は難しいと強く思っています。</p>
新川委員長	<p>募集要項（案）にも記載のとおり、国際交流会館の運営に当たっては、国際交流や多文化共生の事業をしっかりと担って進めていくことができるかどうかという点が重要な選定基準になります。</p>
崎委員	<p>国際交流会館は留学生や外国籍市民のためだけではなく、市民全般のための施設です。私の学校で京都生まれの生徒に国際交流会館のことを聞いても、会館のことを知らない学生が多いです。「外国人のための施設じゃないの？」という人もいますが、そうではなく京都市民全員のための施設だと思います。</p> <p>今でも認知度が低いことは非常に残念なので、もっと日本人の方への周知も必要であると感じています。</p>
赤星委員	<p>募集要項に関係することではないかもしれませんが、3点申し上げたいと思います。</p> <p>1点目として、貸館の利用料金について、条例で上限が定められておりますが、今回様々な方にヒアリングをしたところ、非常に安いという御意見が多くありました。市民の方が使いやすくするという点では、この料金で良いかと思いますが、一方で、みやこめっせなどの大きな貸施設とバッティングしない形で、国際交流会館もビジネス利用の需要があるかと思います。</p> <p>そこで、提案なのですが、市民利用とビジネス利用で二重料金制を採ってはいかがでしょうか。一部の方からの利用しかないのではというお声もある中で、もし次の条例改正のタイミングがあれば、その際に料金設定の変更を御検討されても良いかと思います。</p> <p>2点目に申し上げたいのが、今や観光産業は外国人労働者の方々の存在なしには成立しないということです。彼らにとっても、京都のホテルで働いた経験が母国に帰った後も評価され、キャリアアップにつながるということがあります、そういったキャリアパスができつつあります。</p> <p>今後も、さらに多くの外国人労働者の方々を京都でお迎えすることが想定される中で、国際交流会館のサービスにより利益を享受する観光団体等から分担金をもらうなどの協力を求めることも必要だと思いますし、観光業界全体として、国際交流会館の取組を支えていかなければいけないと感じました。</p> <p>3点目ですが、国際交流を推進することにより、市民にどのような便益が</p>

事務局	<p><閉会></p> <p>本日は皆様お忙しいなか貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。市民税や広報に関するお話など、気づかなかった点について、様々な御指摘をいただきました。</p> <p>今回の指定管理者選定に関わらず、日本人の方にももっと会館を知っていただくことの必要性、国際交流の意義については、京都市で受け止め、現指定管理者あるいは新しい指定管理者とともに考えていかなければいけないことであると認識しております。</p> <p>それからお話しいただきました条例の改正に係る御提案に関しては、少しお時間を要しますので、施設のあり方の話などと一緒に考えていきたいと思えます。</p> <p>また、本日いただいた募集要項に係る御意見の反映につきましては、委員長と事務局により調整させていただき、確定した募集要項については、各委員の皆様へ郵送させていただきます。</p> <p>それでは、これをもちまして、第1回京都市国際交流会館指定管理者選定委員会を閉会させていただきます。皆様、本日は誠にありがとうございました。</p>
-----	--